

令和5年8月25日

一関信用金庫

**経済産業省「省エネルギー設備投資利子補給金」の取扱い開始について**

一関信用金庫（理事長 菅原 一由）は、経済産業省による事業「令和5年度省エネルギー設備投資利子補給金」の指定金融機関として採択され、省エネルギー設備の新設、増設などお客さまの省エネへの取組を後押しするため、同事業での利子補給の取扱いを令和5年9月1日から開始しますので、お知らせいたします。

当金庫では、今後も事業活動を通じて「持続可能な社会の実現」を目指し、地域の脱炭素化に向けた取組を促進してまいります。

## 記

## ＜商品概要＞

事業名	省エネルギー設備投資利子補給金
対象要件	下記①～③のいずれかを満たす事業 ①エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業 ②省エネルギー設備等を新設・増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業 ③データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業
ご融資金額	利子補給対象事業の1事業あたりの融資上限額は100億円
ご融資利率	当金庫所定の利率
利子補給期間	最長10年
利子補給率	①融資利率が1.1%以上の場合…1.0% ②融資利率が0.1%以上1.1%未満の場合…融資利率から0.1%を差し引いた数値
備考	・利子補給は毎年度の予算措置が前提となります。また、予算額に達した場合、公募期間内であっても受付を終了します。 ・ご利用に際しては、当金庫および一般社団法人環境共創イニシアチブの所定の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

以上

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



そすたなごとき  
サステなごこへ



そすたぬき 有華©

<本件に係るお問合せ先>

一関信用金庫 総合企画部経営企画課

電話 0191-23-6111 (代表)